

令和6年度

福祉医療機構

民間社会福祉施設等職員退職手当共済事業

合同実務研修会

福祉医療機構新退職手当共済システム稼働に伴う、変更点や留意点について

本日の予定

- 1 開会
- 2 福祉医療機構から (約1時間30分)
 - ・内容説明
 - ・よくある質問

(休憩 10分)
- 3 県単共済から (約20分)
 - ・内容説明
 - ・質疑応答

2. 福祉医療機構 (約 1 時間 3 0 分)

- 事前にダウンロード頂いた資料をお手元にご用意ください。

3. 県単共済から (約20分)

- (1) 県単共済と福祉医療機構について
 - ・ 概要
 - ・ 県単共済は差額支給で先払い
- (2) 令和7年1月6日からの変更点と注意点
 - ・ 福祉医療機構事務問い合わせ対応の終了
 - ・ 福祉医療機構郵送取り扱いの終了
 - ・ 退職手当金差額支給0円時の注意
- (3) 掛金納付対象職員届データの提供の同意について
- (4) 犯罪等による退職の退職金の支給・不支給について
- (5) 質疑応答

(1) 県単共済と福祉医療機構について

- 概要



社会福祉法人

群馬県社会福祉協議会



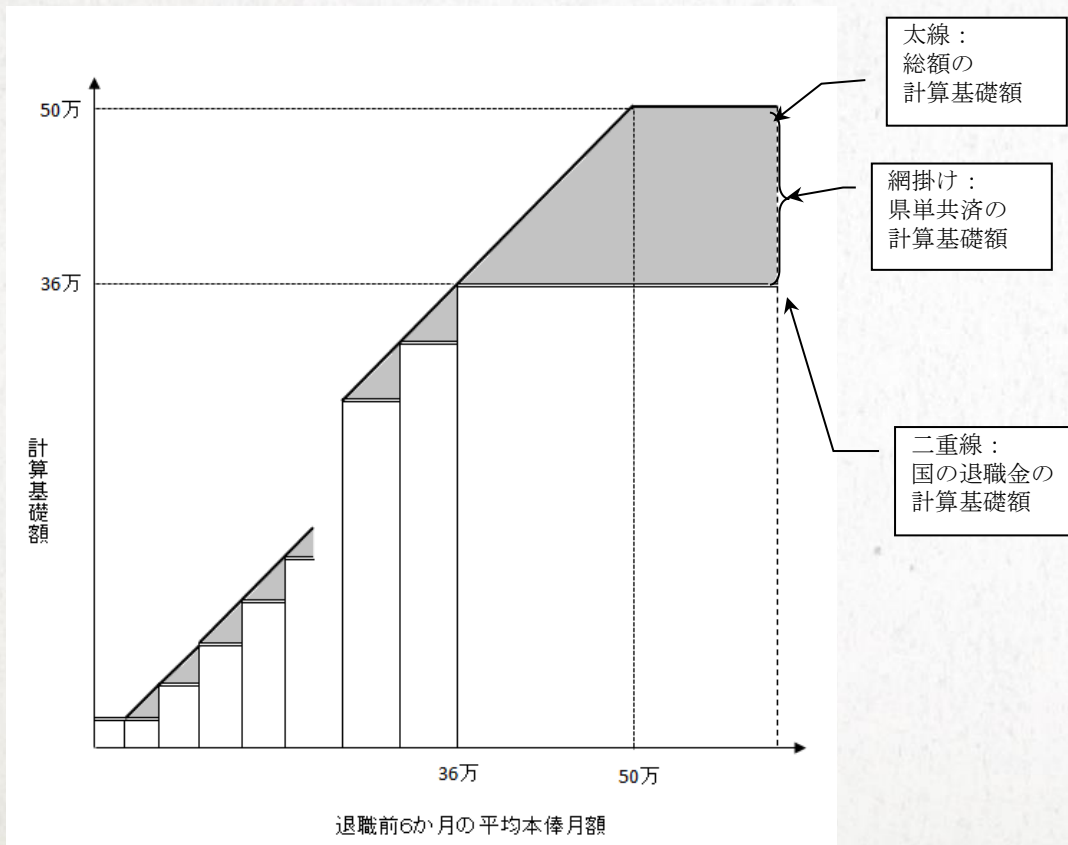
独立行政法人福祉医療機構

国の退職金の給付額が、公務員に比べかなり下回っている状況から、昭和47年4月に群馬県独自の施策として「群馬県民間社会福祉施設等退職手当共済事業」が発足しました。なお、平成10年度からは群馬県社会福祉事業団から県社協に事務が移管されています。

昭和29年に設立した社会福祉事業振興会と昭和35年に設立した医療金融公庫が昭和60年に社会福祉・医療事業団として統合され、平成15年に独立行政法人福祉医療機構としてスタート

・ 県単共済は差額支給で先払い

【県単共済と国の退職金との計算基礎額の関係】



＜退職手当金手続きの流れ＞

- ・ 共済契約者から県単共済へ退職手当金の電子申請
- ・ 共済契約者が、退職者から「退職所得申告書」を受取・保管
- ・ 県単共済事務局が受付処理後退職手当金給付
- ・ 給付日にスムーズファイルにて送付される「退職手当支払資金決定通知書」を基に共済契約者が「退職所得の源泉徴収票」を作成及び新システムへ登録
(法人独自の退職金制度がある場合その金額に係る「退職所得の源泉徴収票」を添付)
- ・ 福祉医療機構へ退職手当金申請を行う

先に県単共済の手続きを

(2) 令和7年1月6日からの変更点と注意点

- 福祉医療機構事務問い合わせ対応の終了

(福祉医療機構事務についてのお問い合わせ)



社会福祉
群馬県

福祉協議会

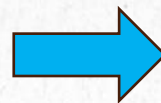


独立行政法人福祉医療機構

0570-050-294

福祉医療機構郵送取り扱いの終了

県社協へ退職届・退職手当金請求書を郵送



新システムへ登録



社会福祉法人
群馬県社会福祉協議会



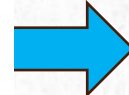
退職手当金差額支給 0 円時の注意

県単共済からの退職手当金差額支給が 0 円の時

(退職手当金計算基礎額表)

退職前 6 か月の 平均本俸月額	計算基礎額
～ 73,999	62,000
74,000 ～ 85,999	74,000
86,000 ～ 99,999	86,000
100,000 ～ 114,999	100,000
115,000 ～ 129,999	115,000
130,000 ～ 144,999	130,000
145,000 ～ 159,999	145,000
160,000 ～ 174,999	160,000
175,000 ～ 189,999	175,000
190,000 ～ 204,999	190,000

退職前 6 か月の 平均本俸月額	計算基礎額
205,000 ～ 219,999	205,000
220,000 ～ 234,999	220,000
235,000 ～ 249,999	235,000
250,000 ～ 264,999	250,000
265,000 ～ 279,999	265,000
280,000 ～ 299,999	280,000
300,000 ～ 319,999	300,000
320,000 ～ 339,999	320,000
340,000 ～ 359,999	340,000
360,000 ～	360,000



都道府県の退職金制度からの支給の有無を「無」に

退職手当共済システム

≡ 退職情報 登録 (退職手当支払いの順番の登録) 法人 様 困ったときは

共済契約者ホーム / 退職予定者一覧 / 退職情報 登録時の事前確認 / 退職情報 登録 / 退職情報 登録 (添付書類の確認) / 退職情報 登録 (従業員状況の確認) / 退職情報 登録 (本俸月額の登録) / 退職情報 登録 (退職手当支払いの順番の登録)

1 2 3 4 5 6 7 8

退職者の基本情報登録 添付書類の登録 従業員状況の登録確認 退職した月以前のヶ月の本俸月額登録 退職手当請求の順番登録 添付書類の登録 登録内容の確認 機構へ提出

都道府県の退職手当金制度に加入されている場合、退職所得の源泉徴収を行う都府県、福祉医療機構と同時に請求することはできません。予め退職手当金の請求の順番を決めていただく必要があります。

なお、都道府県の退職手当金制度に加入されている場合の留意点は次のとおりです。

(1) 福祉医療機構を先に請求される場合
共済契約者様にて福祉医療機構の退職手当金を含めて源泉徴収を行っていただく必要があります。
※福祉医療機構の退職手当金の源泉徴収票については、支給後に退職者あて郵送しますが、共済契約者様においても、このシステム上で確認することが可能となります。

(2) 福祉医療機構を後に請求される場合
都道府県の退職金制度から発行された源泉徴収票の添付が必要となりますので、ご留意ください。
退職手当金の請求の順番を確認いただき、「次へ」ボタンを押してください。

職員番号	00000001
退職者名	田中 太郎
都道府県の退職金制度への加入有無 【必須】	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
退職金請求の順番 【必須】	<input type="radio"/> 福祉医療機構を先に請求 <input type="radio"/> 福祉医療機構を後に請求

戻る 一時保存 **次へ**

(3) 掛金納付対象職員届データの提供の同意について

掛金納付対象職員届データの提供とは

- 福祉医療機構が新システム導入にあたり、従前、県単共済事務局が確認することができた共済期間を共済契約者の同意がない限り確認することができなくなります。
- 県単共済へのデータ提供には事前に被共済職員の同意を取得頂くことが必要です。

データの提供がないと

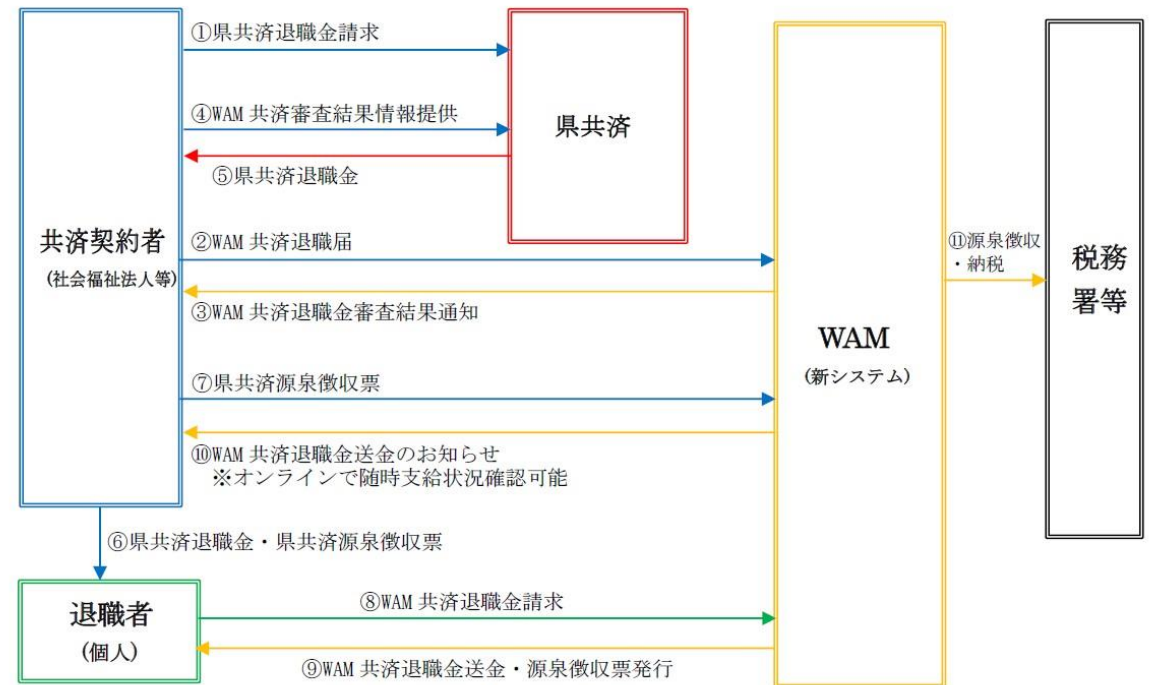
- 県単共済側で被共済員様の共済期間の突合ができなくなるため、共済契約者様ご自身で福祉医療機構の共済データを都度確認いただく必要が発生します。(事務が煩雑となります)

(4) 犯罪等による退職の退職金の支給・不支給について

県単共済は福祉医療機構の審査結果を準用しています

- もし、犯罪等による退職が発生した場合は県単共済へ一報ご連絡をいただき、退職手当金申請をしてください
- 右図のように結果がわかり次第、県単共済へ再度ご連絡ください。その結果に基づき支給・不支給の決定を行います。

(犯罪等による退職の退職金の支給・不支給に係る手続きイメージ)
※機構の審査結果を準用し、県共済が機構より先に支給する場合



(5) 質疑応答